

議案第55号 説明資料

令和元年度幕別町一般会計補正予算（第5号） 概要

認 定 区 分	施 設 名 称	歳 入	歳 出
1 子どものための教育・保育 給付 (1) 1号認定 満3歳以上の小学校就学前子ども（保育の必要のない児童）	① 施設型教育施設（新制度移行幼稚園）※町立・わかば幼稚園	○14-1-7-2-1 幼稚園保育料 △795千円 ※ 町立幼稚園の保育料の無償化に伴う減 ○15-2-2-2-3 子ども・子育て支援臨時交付金 2,977千円 ※ 町立幼稚園の保育料の無償化に伴う交付金 ○21-5-4-5-62 幼稚園給食費 231千円 ※ 副食費の徴収方法の変更に伴う収入 ○19-1-1-1-1 財政調整基金繰入金 △2,066千円	○3-2-3-19-9 学校給食提供施設主食費補助金 59千円 ※ 主食提供に伴う補助金 ○10-4-1-19-8 幼稚園給食費負担金 288千円 ※ 給食センターに対する給食費負担金（副食費免除分含む）
	② 施設型教育施設（新制度移行幼稚園）※私立・ひまわり幼稚園・第2ひまわり幼稚園・聖公会幼稚園・北明やまざと幼稚園・緑陽台保育園	○15-1-1-2-6 施設型給付費等国庫負担金 510千円 ※ 認定子ども園等の保育料の無償化に伴う増（国1/2） ○16-1-1-2-6 施設型給付費等道負担金 252千円	○3-2-3-19-6 認定こども園等施設型給付費負担金 858千円 ※ 認定子ども園等の保育料の無償化に伴う増

認 定 区 分	施 設 名 称	歳 入	歳 出
		※ 認定子ども園等の保育料の無償化に伴う増 (道1/4) ○15-2-2-2-3 子ども・子育て支援臨時交付金 250千円 ※ 認定子ども園等の保育料の無償化に伴う交付金 (町1/4相当額) ○19-1-1-1-1 財政調整基金繰入金 △154千円	
1 子どものための教育・保育 給付 (2) 2号認定 満3歳以上の小学校就学前子 ども(保育の必要な児童) (3) 3号認定 満3歳未満の小学校就学前子 ども(保育の必要な児童) ※ 住民税非課税世帯を対象	① 施設型保育施設(認可 保育所)※ 町立 ・幕別中央保育所 ・札内さかえ保育所 ・札内北保育所	○13-2-1-2-1 施設型保育施設保育料 △27,319千円 ※ 町立保育所の保育料の無償化に伴う減 ○15-2-2-2-3 子ども・子育て支援臨時交付金 32,408千円 ※ 町立保育所の保育料の無償化に伴う交付金 ○21-5-4-5-60 保育所給食費 3,672千円 ※ 副食材料費の徴収に伴う収入 ○19-1-1-1-1 財政調整基金繰入金 △8,761千円	

認 定 区 分	施 設 名 称	歳 入	歳 出
	② 施設型保育施設（認可保育所）※ 私立 ・ 札内青葉保育園 ・ 札内南保育園	○13-2-1-2-1 施設型保育施設保育料 △11,074千円 ※ 私立保育所の保育料の無償化に伴う減 ○15-1-1-2-6 施設型給付費等国庫負担金 13,380千円 ※ 私立保育所の保育料の無償化に伴う増 (国1/2) ○16-1-1-2-6 施設型給付費等道負担金 6,690千円 ※ 私立保育所の保育料の無償化に伴う増 (道1/4) ○15-2-2-2-3 子ども・子育て支援臨時交付金 6,700千円 ※ 私立保育所の保育料の無償化に伴う交付金 (町1/4相当額) ○19-1-1-1-1 財政調整基金繰入金 △18,855千円	○3-2-3-13-11 札内青葉保育園運営委託料 △1,512千円 ※ 副食費の徴収に伴う委託料の減 ○3-2-3-13-12 札内南保育園運営委託料 △1,647千円 ※ 副食費の徴収に伴う委託料の減
	③ 地域型保育施設 ※ へき地保育所 ・ 駒畠保育所 ・ 明倫保育所 ・ 古舞保育所 ・ 途別保育所 ・ 糠内保育所 ・ 忠類保育所	○14-1-2-2-2 へき地保育所保育料 △5,026千円 ※ へき地保育所の保育料の無償化に伴う減 ○15-1-1-2-6 施設型給付費等国庫負担金 6,834千円 ※ へき地保育所の保育料の無償化に伴う増 (国1/2)	

認 定 区 分	施 設 名 称	歳 入	歳 出
		○16-1-1-2-6 施設型給付費等道負担金 3,420千円 ※ へき地保育所の保育料の無償化に伴う増 (道1/4) ○15-2-2-2-3 子ども・子育て支援臨時交付金 3,449千円 ※ へき地保育所の保育料の無償化に伴う交付金 (町負担1/4相当) ○21-5-4-5-61 へき地保育所給食費 1,425千円 ※ 副食費の徴収方法の変更に伴う収入 ○19-1-1-1-1 財政調整基金繰入金 △8,246千円	 ○3-2-3-19-9 学校給食提供施設主食費補助金 315千円 ※ 主食提供に伴う補助金 ○3-2-4-19-6 へき地保育所給食費負担金 1,541千円 ※ 給食センターに対する給食費負担金 (副食費免除分含む)
2 子育てのための施設等利用給付 (1) 新1号認定 満3歳以上の小学校就学前子ども(保育の必要のない児童) (2) 新2号認定 満3歳以上の小学校就学前子ども(保育の必要な児童)	① 新制度未移行幼稚園 ※ 私立幼稚園 ・幕別幼稚園 ・つくし幼稚園 ・帯広藤幼稚園 ・帯広わかば幼稚園 ・第一いずみ幼稚園 ・帯広東幼稚園	○15-1-1-2-7 施設等利用給付費国庫負担金 11,710千円 ※ 私立幼稚園の保育料の無償化に伴う負担金 (国1/2) ○16-1-1-2-7 施設等利用給付費道負担金 5,855千円 ※ 私立幼稚園の保育料の無償化に伴う負担金 (道1/4)	○3-2-3-19-8 施設等利用給付費 23,422千円 ※ 私立幼稚園などの保育料の無償化に伴う給付

認 定 区 分	施 設 名 称	歳 入	歳 出
(3) 新3号認定 満3歳未満の小学校就学前子ども（保育の必要な児童） ※ 住民税非課税世帯を対象	② 一時保育 ※ (2)、(3)の利用に限る ・子育て支援センター ・一時保育を行う幼稚園 ③ 認可外保育所 ※ (2)、(3)の利用に限る ・ひまわり保育園	○15-2-2-2-3 子ども・子育て支援臨時交付金 2,655千円 ※ 私立幼稚園の保育料の無償化に伴う交付金 ○15-2-2-2-2 子ども・子育て支援事業費国庫補助金 84千円 ※ 副食費の免除に係る補足給付の補助金 (国1/3) ○16-2-2-2-6 子ども・子育て支援事業費道補助金 84千円 ※ 副食費の免除に係る補足給付の補助金 (道1/3) ○15-2-5-3-1 就園奨励費国庫補助金（私立） △5,999千円 ※ 私立幼稚園の保育料の無償化に伴う減 ○19-1-1-1-1 財政調整基金繰入金 △8,918千円	○3-2-3-19-10 子ども・子育て支援事業補助金 253千円 ※ 副食費免除に伴う補助金（幕別幼稚園） ○10-4-2-20-1 就園奨励費扶助 △17,996千円 ※ 私立幼稚園の保育料の無償化に伴う減 ○10-4-2-19-3 私立幼稚園入園料保育料補助金 △423千円 ※ 私立幼稚園の保育料の無償化に伴う減 ○3-2-3-19-9 学校給食提供施設主食費補助金 215千円 ※ 主食提供に伴う補助金（幕別幼稚園）
合 計		5,373千円	5,373千円